

京工業大学長)は、基準を設定することの意味を、大学の画一化ではなく大学全体の水準の引き上げにあると述べている。七月七日には第二回連合協議会が開催され、大学設置基準案の原案を可決し、翌八日に創立された大学基準協会においてこの大学設置基準案を「大学基準」として採用することが決定された。なお、ここでいう「大学基準」とは、大学設置基準(チャーターリング)であるのか、いい大学であると判定を下すための基準(アレクセイテーション)を意味するのか、という二つの解釈をめぐって論議がまき起こされた。しかし、「大学設置基準」ではなく「大学基準」と名づけられたように、これは大学設置の基準であるばかりではなく、既存の大学の規模と内容を高めるものであるという意図が含意されていたのである(大崎仁『戦後大学史』第一法規出版、一九八八年参照)。

## 二 新制大学設置申請と認可の過程

文部省は、一九四七年七月二八日付で、旧制高等学校と専門学校に対して「新学制転換について官立高等学校大学予科の希望報告依頼の件」を発し、新制学制への移行のしかたについて希望調査を行った。それによると、移行の形態には次の四つの型が存在した。(a)新制高等学校に転換する場合、(b)単独で大学になる場合、(c)他の大学や専門学校と合併して大学となる場合、(d)既設の大学の一部となる場合、である(『大阪外国語大学70年史』一九九二年参照)。

東京外事専門学校は、(b)を希望した。そこで、十一月六日付で井手義行校長は「学校昇格準備委員」の任命を行い、大学昇格のための準備に入った。委員は、①一般委員二六人、②別科委員七人、③戦災復興資金募集委員二人からなり、①一般委員は「大学基準及学科課程、単科カ総合カ名称、押出シ横上リ、教官ノ資格基準、三年制(暫定)ト四年制、現行授業刷新」の各項目を検討することになった(「学校昇格準備委員会綴」東京外国語大学所蔵所収)。

ところで、大学の設置認可にあたっては、学校教育法で監督庁は大学設置委員会に諮問すべきことがうたわれていた。そこで、一九四八年一月十五日に、文部大臣の諮問に依じて設置認可の審査を行う大学設置委員会が置かれた（一九四九年六月、大学設置審議会と改称）。大学設置委員会は、一九四七年七月に採択された「大学基準」に則つて審査を行うことになった。ところが、外事専門学校が昇格して単科大学となるための基準は、一般大学基準ではなく、学芸大学基準が適用されようとしていた。そのため、東京外事専門学校の井手校長は、学芸大学基準の範囲内で、「外事大学設置基準案」を作成し、大学設置委員会に提出した。しかし、同委員会はこの案を旧来の外事専門学校を四年制に引き伸ばしたにすぎない、外国語は学術研究の手段であつて目的ではない、との理由で排したのである（文部省「学制八十年史」大蔵省印刷局、一九五四年）。

この案が不採用となつたため、学内では再び検討が重ねられた。その過程や教授会の様子は、次の三章に詳しい。その結果、語学だけでなく、これを基底とする文化一般についての理論と実際の研究を目的とする Foreign Language Studies ではなく Foreign Studies を目的とする大学として基準案を提出したのである。また、大学の名称も、文部省側が「外事大学」との案を出したのに対して、「外国語大学」という案を出し、さらに一八五七（安政四）年開校の「蕃書調所」にまでさかのぼる歴史と、今後の国際化のための各地域言語の研究教育の必要性を強調した。そして、大学基準については「外国語大学は外国の言語とそれを基底とする文化一般につき理論と実際にわたり研究教授し、国際的な活動をするために必要な高い教養を与え、言語をとおして外国に関する理解を深めることを目的とする」という「外国語大学設置基準」を策定させるに至つた。

そして、ようやく一九四八年五月五日付の文部省から公私立大学高等専門学校宛に発せられた通達を受け、書類を添付して「大学設置認可申請書」を七月三十日に文部省に提出したのである。その添付書類（東京外国語大学設置

案」は、文部省の定める雛形に沿った一四の項目からなるが、次に大学の概要が知られる「一、東京外国語大学設置要項」を掲げる（『大学設置申請書』東京外国語大学所蔵）。

一、目的及使命

外国の言語とそれを基底とする文化一般につき理論と実際にわたり研究教授し国際的な活動をするために必要な高い教養を与へ言語をとおして外国に関する理解を深めることを目的とする

二、名称

東京外国語大学 (TOKYO COLLEGE OF FOREIGN STUDIES)

三、位置

東京都練馬区上石神井一丁目二一六番地

東京都練馬区上石神井一丁目 七九番地

東京都北区西ヶ原町四四五ノ三 四六三ノ一 六五四ノ三

東京都中野区上高田一丁目一四番地

四、校地総坪数

一九、二六〇坪五七

五、校舎等建物総坪数

二、一一〇坪〇八一

六、図書、標本、機械器具等施設概要

現在図書六五、二一四冊、標本一七四点、機械器具九点なるも目下着々経費の許す範囲にて充実に努力中である

七、学科の組織

本学は単科大学として左の十二学科を置く

1 英米学科

2 フランスカ

## 二 新制大学設置申請と認可の過程

### 八、学科目及び講座概要

- 3 ドイツ
- 4 ロシヤ
- 5 イタリヤ
- 6 イスパニヤ
- 7 ポルトガル
- 8 中国
- 9 蒙古
- 10 インド
- 11 マライ
- 12 シヤム

(一)各学科共に授業学科目は教養科目、専門科目及び体育科目とする

専門科目は専攻科目と関連科目とに分ける

#### (1)教養科目

前期（第一年及第二年）

イ、人文科学関係

哲学・心理学・社会学・歴史学・倫理学・教育学・人文地理学  
第二外国語初級

ロ、社会科学関係

法学・経済学・統計学・政治学

ハ、自然科学関係

数学・物理学・人類学

右所定の授業学科目の外必要に応じ倫理学、宗教学、芸術学、文学概論、憲法、新聞学の講義を随意科目として開設することができる

(2) 関連科目

後期（第三年及第四年）

言語学・国語国文学・民法・貿易論・国際経済論・民族学・史学概説・第二外国語上級

右所定の授業学科目の外必要に応じ教育史、宗教史、経営学、国際機構論、商法、第三外国語の講義を随意科目として開設することができる

(3) 専攻科目

専攻語学初級

専攻語学上級

普通講義

特殊講義

演習及講読

卒業論文

(4) 体育科目

体育講義

体育実技

(5) 教職科目

教員を志望する者のために教職学程を置く

(二) 教養科目、関連科目、専攻科目の講座数は左の通りとする

(1) 教養科目

六講座

人文科学関係

三

社会科学関係

二

二 新制大学設置申請と認可の過程

九、履修方法及び学位授与概要

(一) 教養科目は各学科共前期二年間に履修するを原則とする

教養科目は各学科共人文、社会、自然の各系列に互って第二外国語を含み夫々二科目以上を履修し四十単位以上を必修しなければならない。但しマライ学科は第二外国語を含まざるものとする

第二外国語は前期第二年、後期第三年に於て履修しなければならない

蒙古学科、インド学科、シヤム学科の第二外国語の選択については別にこれを定める

自然科学関係	一
関連科目	三講座
(2) 専攻科目	二十二講座
(3) 英米学科	四
フランス	二
ドイツ	二
ロシア	三
イタリヤ	一
イスパニヤ	二
ポルトガル	一
中国	三
蒙古	一
インド	一
マライ	一
シヤム	一
計	二十二講座

(二) 専門科目は関連科目、専攻科目に分つ

(イ) 関連科目は後期二年間に履修するを原則とする

関連科目は第二外国語を含み五科目以上を履修し二十単位以上を必修せしめる

但しマライ学科は第二外国語を含まざるものとす

(ロ) 専攻科目は第一年度から履修せしめる

専攻科目は論文を含め六科目以上を履修し九十八単位以上を必修せしめる

各学科目修了の認定は試験による

本学以上在学し学則の基礎する教養科目、専門科目、体育科目の所要単位数を取得した者は卒業論文を提出することができる 卒業論文審査に合格した者には文学士の称号を与える

#### 十、教員組織概要

一 講座毎に専任教授一名、専任助教授一名、専任助手一名を置く

二 講座毎に講師若干名を置く

三 講師は専任又は兼任とする

四 講座に属さない教授、助教授を置くことがある

#### 十一、学科別学生定員

毎年入学せしむる学科別学生の数

英米学科 六〇名

フランス学科 三〇名

ドイツカ 三〇名

ロシアカ 六〇名

イタリヤカ 二〇名

イスパニヤカ 三〇名

## 二 新制大学設置申請と認可の過程

ポルトガル	二〇名
中国	六〇名
蒙古	二〇名
インド	二〇名
マライ	二〇名
シヤム	二〇名
	三九〇名

十二、設置者 日本国政府とする

十三、維持経営の方法 国費による

十四、大学開設の時期 昭和廿四年四月一日開設

冒頭の「目的及び使命」の文言は、前述した「外国語大学設置基準」の「目的」と全く同文である。こうして提出された「東京外国語大学設置案」は、八月十五日迄に提出を求められた概算書とともに、大学設置委員会において審議されることになったのである。

さて、ようやく一九四九（昭和二十四年）年五月三十一日に至り、国立大学設置法の公布とともに、「東京外国語大学」の設置が認められた。その通知を次に掲げる。

東京外国語大学設置について

昭和二十三年七月三十日付をもつて申請の学校教育法による標記大学設置のことは大学設置委員会において審議中であったが今般次のように答申があつたからこの段命によつて通知する。

ついで本文に示された条件の実施については本省においても留意するところであるが万遺漏のないようお取計らい願ひたい。

記

一、位 置 東京都練馬区上石神井

二、学部学科 英米学科、フランス学科、ドイツ学科、ロシア学科、イタリア学科、イスパニヤ学科、ポルトガル学科、

中国学科、蒙古学科、インド学科、マライ学科、シヤム学科

三、開設学年 第一学年

四、開設時期 昭和二十四年度

五、設置条件

(一) 滝野川本校舎建設計画を可及的速やかに実施すること

(二) 一般教養関係自然科学関係の図書、標本、機械、器具を充実すること

(三) 外国事情、外国生活研究室資料室等を設けること

以上の事項についてはその実施につき報告を徹し又必要ある場合は大学設置委員会として実地調査する。同教員組織についてはその充実にいたるまでは本委員会に協議しなければならない。

備考 「学科」別を「専攻」別とすること適當である。

ここで、「二、学部学科」が「語学科」となっていないこと、また「五、設置条件」の(三)にある「外国事情、外国生活研究室資料室等を設けること」という項目は、先に述べた語学だけではない外国研究を目的とするという文部省の意図が反映されているという(三章以下を参照のこと)。なお、入学試験については、国立大学を二期に分けて行うという三月二十四日付の文部省からの通達に従い、東京外国語大学は二期に実施することになり、いわゆる「二期校」として発足することになったのである。